

日金協（会）第令 1-114 号
令和 2 年 3 月 18 日

貸金業者代表者各位

日本貸金業協会
会長 今井 三夫

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について

令和 2 年 3 月 16 日に、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され、金融庁から別添「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について」のとおり周知要請がありました。

貸金業者代表者の皆さまにおかれましては、今回の貸金業法施行規則改正の趣旨及び金融庁から示された貸金業法施行規則の解釈をふまえ、新型コロナウイルス感染症の患者等の資金需要や条件変更の申し出などの相談にきめ細かく丁寧に対応して頂きますよう、役職員の皆さまへの周知をお願いいたします。

【掲載場所】

■金融庁ウェブサイト

「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/kashikin/20200316/20200316.html>

※リンクをクリックしてもサイトに移動しない場合は、上記 URL をコピーの上、直接入力して下さい。

以 上

本件に関する照会先 日本貸金業協会 会員業務部 TEL 03-5739-3014
--

金企市第 330 号
金監督第 581 号

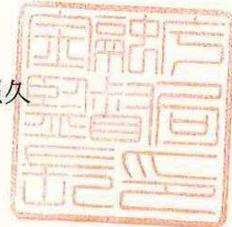
令和 2 年 3 月 16 日

日本貸金業協会
会長 今井 三夫 殿

金融庁企画市場局長 中島 淳一



金融庁監督局長 栗田 照久



新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた
貸金業法施行規則の一部改正について

貸金業法に基づく規制は、多重債務者の発生防止をはじめ資金需要者等の保護を図ること等を目的とするものですが、他方、新型コロナウイルス感染症の患者等が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続等が問題となって、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生ずるおそれがあれば、これを取り除く必要があることから、別添 1 のとおり内閣府令の見直しを行い、本日公布、即日施行いたしました。

つきましては、各会員の皆様に本改正を周知いただくとともに、適切に対応していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本改正のほか、新型コロナウイルス感染症の患者等の資金需要に適切に対応いただくにあたり参考となると考えられる内閣府令に係る考え方を別添 2 のとおりまとめましたので、併せて各会員の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令の概要

1. 趣旨

貸金業法に基づく規制は、多重債務者の発生防止をはじめ資金需要者等の保護を図ること等を目的とするものであるが、他方、今般の新型コロナウイルス感染症の患者等が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続等が問題となって、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生ずるおそれがあれば、これを取り除く必要があることから、貸金業法施行規則の一部を改正するもの。

2. 府令改正の概要

(1) 総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続等の弾力化

(貸金業法施行規則第10条の23第1項第2号の2、同条第2項第2号の2口、第10条の28第1項第1号、附則第6項)

総量規制に抵触する顧客が、「社会通念上緊急に必要と認められる費用」のために例外借入れ(貸金業法施行規則第10条の23第1項第2号の2)を行う場合について、患者等に係る以下の特例を設ける。

- ・ 貸金業者に対する領収書等の提出が必要とされているが、当面の生活費等の様々な支出に充てる場合に配慮し、これを不要とする。
- ・ 返済期間が「三月を超えないこと」が要件とされているが、患者等の置かれた状況に配慮し、「六月を超えないこと」とする。

(2) 総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続の弾力化

(貸金業法施行規則第10条の23第1項第4号、第10条の28第1項第3号口、附則第6項)

個人事業主による借入れ(貸金業法施行規則第10条の23第1項第4号)は総量規制の例外であるが、個人事業主が当該借入れを行う場合について、患者等に係る以下の特例を設ける。

- ・ 貸金業者は、百万円を超える貸付けであれば、当該個人事業主の「事業計画、収支計画及び資金計画」に照らし、顧客の返済能力を判断しなければならないが、「計画」の策定・提示が困難な患者等に配慮し、より簡

素な情報（現状等）に照らし判断すれば足りることとする（百万円以内の貸付けの場合と同じ取扱いとする）。

（３）極度額方式によるキャッシング（総量規制の枠内貸付け）の借入手続の弾力化

（貸金業法施行規則第 10 条の 26 第 1 項、附則第 6 項）

極度額方式による借入れ（＝キャッシング）を、一定額以上利用した顧客は、源泉徴収票等の年収を証明する書面を貸金業者に提出しなければならないが、これについて患者等に係る以下の特例を設ける。

- 当該顧客は、源泉徴収票等を「二月以内」に提出しなければ、仮に極度額に余裕があってもキャッシングが止められてしまうが、その入手が困難な患者等に配慮し、「六月以内」の提出とする。

※ 貸金業法施行規則第 10 条の 26 第 1 項においては「一月以内」と規定されているところ、平成 19 年内閣府令第 79 号附則第 9 条の 2 において、当分の間「二月以内」とされている。

（４）総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続の弾力化

（貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号、附則第 7 項）

自らの収入だけに照らせば総量規制に抵触する顧客（主婦・主夫等）が、自身の年収と配偶者の年収を合算した額を基準として借入れ（合算年収の 1/3 まで）（貸金業法施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号）を行う場合について、患者等に係る以下の特例を設ける。

- 当該顧客は、借入れを行う際に、配偶者との身分関係を証明する住民票又は戸籍抄本を提出する必要があるが、その入手が困難な患者等に配慮し、事後（六月以内）の提出で足りることとする。

3. 施行日等

上記 2 のいずれも、今般の新型コロナウイルスの患者等を対象とした時限措置（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項の政令で定める日まで）とし、施行は公布の日（令和 2 年 3 月 16 日）からとする（ただし、上記 2（3）に係る改正規定の適用については、令和元年 12 月 1 日からとする）。

総量規制の例外となる貸付けに係る貸金業法施行規則の規定について

○ 貸金業法施行規則附則第6項に定める特例対象者の確認について

特例措置の対象（特例対象者）は、新型コロナウイルス感染症の患者及び新型コロナウイルス感染症のまん延により、同項に定める書面等を提出することが困難となった者である。

その範囲については、患者や濃厚接触者など外出できない状況にあり書面等の提出が困難である者のほか、特定緊急貸付契約に係る領収書の発行が受けられない者など、新型コロナウイルス感染症のまん延により書面等を用意することが困難となった者が含まれると解される。この場合、貸金業者が、何らかの方法で当該個人顧客が書面等の提出が困難であることを確認し、その旨を記録・保存すれば足りる。

○ 貸金業法施行規則第10条の23第1項第2号の2に定める特定緊急貸付契約に係る特定費用について

特定費用については、同条第4項第2号において「社会通念上緊急に必要と認められる費用」と規定されているところ、一般に、新型コロナウイルス感染症の患者等の生活費等についても含まれると解される。

○ 貸金業法施行規則第10条の23第1項第4号に定める契約について

当該契約に関し、同条第2項第4号において保存義務が課せられている「第十条の十七第一項第四号の確定申告書、同項第五号の青色申告決算書、同項第六号の収支内訳書又は同項第七号の納税通知書その他の当該個人顧客の営む事業の実態を確認したことを証明する書面」については、ここに列挙されている確定申告書等はいくまでも例示であって、こうした正式な証明書面は必ずしも必要ではなく、何らかの方法で、貸金業者が当該個人顧客の営む事業の実態を確認し、その旨を記録・保存すれば足りる。

○内閣府令第十二号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">〔1～5 略〕</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の患者等に対する貸付けに関する特例）</p> <p>6 個人顧客が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の患者その他新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により第十条の二三第一項第四号ロ若しくは第十条の二十八第一項第三号ロの規定による事業計画、収支計画及び資金計画、第十条の二十三第二項第二号の二ロ(2)に定める書面又は同項第三号イ若しくは同項第四号ロに掲げる書面を提出することが困難となつた者（次項において「特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同法附則第一条の二第二項の政令で定める日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
改正前	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">〔1～5 同上〕</p> <p style="text-align: center;">〔項を加える。〕</p>	
第十条の二 十三第一項	三月	六月

第十条の二	第十条の二 第十三第二項 第四号ロ	第十条の二 第十三第二項 第二号の二 ロ(2)		第二号の二 ハ
一月	事業計画、収支計画及び 資金計画	書面	、収支の状況及び資金繰 りの状況。以下同じ。） 額が百万円を超えないも のであるときは、当該個 人顧客の営む事業の状況	
六月	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況	書面又は当該特定緊急貸 付契約の相手方である個 人顧客から申告を受けた 当該費用の見積額を記載 した書面		営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況

第十條の二 第十八第一項 第一号ハ	三月	六月
第十條の二 第十八第一項 第三号ロ	事業計画、収支計画及び 資金計画	営む事業の状況、収支の 状況及び資金繰りの状況

7|| 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和二年内閣府令第十二号）の施行の日から新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十條の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面を保存することができる。

「項を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の貸金業法施行規則（以下「新規則」という。）
。 附則第六項の規定（同項の表第十条の二十六第一項の項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

(調整規定)

- 2 貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客が新規則附則第六項に規定する特例対象者である場合においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項の政令で定める日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。